



令和4年5月12日

介護保険課

高額介護サービス費の算定誤りによる不足分を追加支給します

電算システムの算定誤りにより、公費負担医療対象者の高額介護サービス費支給額に不足が生じておりましたので、下記のとおりお知らせします。

対象者の皆様には、ご迷惑をおかけしたことをお詫び申し上げるとともに、準備が整い次第、速やかに追加支給を行います。

記

1 対象給付

高額介護サービス費

(介護サービスの1月あたりの自己負担額の合計額が上限額を超えた場合、その超えた全額を支給する制度)

2 対象期間

令和2年3月～令和4年2月審査分

3 追加支給対象者・金額（令和4年5月6日再算定時点）

73名 324,772円（1人当たり平均4,448円）

4 算定誤りの要因と対応

通常の介護サービス利用者負担額に、公費対象サービス（難病・被ばく等）の自己負担額を合算していなかったことによるものです。

システム改修を実施し、令和4年3月審査以降の利用分につきましては、正常に支給します。